

保護者の皆様へ

石井町教育委員会
教育長 武知 光子

学校・園における新型コロナウイルス感染症の感染者及び濃厚接触者が発生した場合の対応について(お知らせ)

日頃は、学校・園の教育活動にご理解、ご協力いただきありがとうございます。

さて、ご存じのとおり町外の高校において新型コロナウイルス感染症のクラスターが発生しています。今までに「学校・園における新型コロナウイルス感染者及び濃厚接触者が発生した場合の対応について」周知させていただいているところですが、今回の町外でのクラスター発生をうけ、再度通知をさせていただきます。

下記のことにご注意いただき感染拡大防止のためご理解、ご協力をお願いいたします。

1. 幼児・児童・生徒の感染が判明した場合

出席停止となります。期間は感染の判明した日から、専門医等が登校・登園を許可したときまで。

2. 幼児・児童・生徒が濃厚接触者と認定された場合

出席停止となります。期間は濃厚接触者と認定された日から、保健所に指示された期間(目安14日間)

3. 幼児・児童・生徒の同居者(親、兄弟姉妹等)が濃厚接触者と認定された場合

出席停止となります。同居者が濃厚接触者と認定された日から、同居者が保健所に指示された期間(目安14日間)

※上記3の場合、感染拡大防止またクラスター発生防止のため、石井町では同居者と同じ期間、出席停止をお願いしています。ご理解・ご協力よろしく
願います。

★目安14日間の出席停止は、必ずしも新型コロナウイルス感染症に感染した場合だけではありません。いつ誰が感染してもおかしくない状況です。正しい情報で、感染した人を誹謗中傷することのないようご理解、ご協力願います。